東京都公安委員会告示第 2715 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の４第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 24 日

東 京 都 公 安 委 員 会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の４第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前２の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

福島県福島市泉字台１－６－１－１ 佐藤　優斗	放置違反金納付命令書（第　30-102-260726-203928）
福島県福島市泉字台１－６－１－１ 佐藤　優斗	放置違反金納付命令書（第　30-102-260729-204464）
福島県福島市泉字台１－６－１－１ 佐藤　優斗	放置違反金納付命令書（第　30-102-260730-204486）
福島県福島市泉字台１－６－１－１ 佐藤　優斗	放置違反金納付命令書（第　30-102-260901-203349）
東京都中央区銀座５－１０－６－３Ｆ 株式会社　愛＆美	放置違反金納付命令書（第　30-104-260822-405123）
東京都中央区銀座５－１０－６－３Ｆ 株式会社　愛＆美	放置違反金納付命令書（第　30-105-260814-204608）
東京都足立区千住関屋町１７－１５－２－９０４ 合同会社　ＳＵＰＰＯＲＴＥＲ	放置違反金納付命令書（第　30-106-260808-417267）
東京都港区白金台５丁目５－２－５０５ 伊藤　弘美	放置違反金納付命令書（第　30-108-260820-206468）
東京都中央区銀座１丁目１２－４－７Ｆ Ｂｙ４２４５　株式会社	放置違反金納付命令書（第　30-111-260819-204074）
茨城県つくば市天久保３丁目１５－３－２０７ ＣＡＩ　ＳＨＥＮＧＧＡＮ	放置違反金納付命令書（第　30-113-261015-207448）
東京都品川区西五反田５丁目６－３４ 新井　慎一	放置違反金納付命令書（第　30-217-260902-204112）
神奈川県横浜市南区平楽９１－２ 今岡　正雄	放置違反金納付命令書（第　30-219-260629-201547）
神奈川県川崎市中原区上丸子山王町２丁目１２０２－１０２ 池澤　実	放置違反金納付命令書（第　30-223-260808-416220）
京都府京都市下京区天使突抜３丁目４３６ 三木　絵美子	放置違反金納付命令書（第　30-332-260718-202086）
東京都豊島区北大塚２丁目７－１－１Ｆ 美光物流　株式会社	放置違反金納付命令書（第　30-332-260908-422168）
東京都北区中里３丁目１－１７－１０５　オウクレール駒込 栗城　伸夫	放置違反金納付命令書（第　30-437-260904-416136）
東京都北区中里３丁目１－１７－１０５　オウクレール駒込 栗城　伸夫	放置違反金納付命令書（第　30-437-260905-404286）
東京都千代田区神田神保町１丁目１０５ 株式会社リベラルテーブル	放置違反金納付命令書（第　30-547-260807-201371）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目３９－１２
株式会社　Ｃａｍｍｙ　　督促状（第　30-106-260819-406353）

富山県富山市堀川小泉町１丁目１１－１
ＶＵ　ＮＧＯＣ　ＴＵＹＥＮ　　督促状（第　30-331-260527-451316）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。